

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

1 監 査 の 種 類		1 頁
2 監 査 の 対 象 及 び 実 施 日		1 頁
3 監 査 の 範 囲		1 頁
4 監 査 の 着 眼 点		2 頁
5 監 査 の 実 施 内 容		2 頁
6 監 査 の 結 果		2 頁
(1) 財政援助団体に対する監査		2 頁
○二見まちづくりの会（実地監査）		
○豊浜東まちづくり協議会（書面監査）		
○豊西まちづくりの会（書面監査）		
○北浜まちづくり会議（書面監査）		
○御園まちづくり協議会（書面監査）		
(2) 公の施設の指定管理者に対する監査		4 頁
社会福祉法人三重済美学院		4 頁
7 む す び		5 頁

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 中 村 功

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

（1）財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和7年2月17日	二見まちづくりの会	市民交流課
書面監査	豊浜東まちづくり協議会	市民交流課
	豊西まちづくりの会	
	北浜まちづくり会議	
	御園まちづくり協議会	

（2）公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体 （ 施 設 名 ）	所 管 課
令和7年2月5日	社会福祉法人 三重済美学院 （伊勢市障がい者基幹相談支援センター）	福祉総合支援 センター

3 監査の範囲

令和5年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

交付金等の算定、交付方法、手続が適正か、事業が目的どおり実施され効果を上げているか、証拠書類の整備・保存や所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定が適正か、協定書の必要事項が適切に記載されているか、施設が協定等のおおりに管理されているか、会計事務が適正か、所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、豊浜東まちづくり協議会、豊西まちづくりの会、北浜まちづくり会議及び御園まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 事業の内容

まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付している。今年度の監査対象団体への交付金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	団体名称	事務運営費	活動事業費 ※1	広報紙配布 等協力金	合計
①	二見まちづくりの会	1,800,000	3,014,350	5,887,800	10,702,150
②	豊浜東まちづくり協議会	1,800,000	1,462,100	1,482,800	4,744,900
③	豊西まちづくりの会	2,200,000	2,657,150	2,416,200	7,273,350
④	北浜まちづくり会議	2,400,000	1,655,000	2,652,000	6,707,000
⑤	御園まちづくり協議会	1,800,000	4,571,850	7,949,800	14,321,650

※1 基本額、世帯割額及び臨時特例分

※2 ②の事務運営費の収支決算の余剰金 9,044 円及び⑤の余剰金 9,648 円は翌年度に繰り越し、③の事務運営費の余剰金 45,807 円と活動事業費の余剰金 334,233 円は市に返還されている。

イ 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

(指摘事項)

- ① イベントの景品や役員退任の謝礼等として金券が購入されていたが、「伊勢市ふるさと未来づくり資金（令和２年４月改定）」に認められていない資金使途であり、不適切である。指導されたい。
- ② 事務運営及び会計事務について、支出伺いにおいて、用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。交付金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。
- ③ 事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。なお、各団体毎の不備事項については、別途、申し伝えた。

(意見)

- ① まちづくり協議会から各自治会に事業費が支出されているが、その資金使途の把握がなされていない。補助金の支出目的に沿うものか確認が必要と考えるので、検討いただきたい。
- ② 支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えるので、指導いただきたい。

【団体】

(意見)

- ① 一般会計から基金や小口現金への出入金について、その伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をお願いしたい。
- ② 物品購入について、用途及び数量等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。
- ③ 支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えるので、改善をお願いしたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 公の施設の管理委託内容及び事業実績

指定管理者：社会福祉法人 三重済美学院

指定管理施設：伊勢市障がい者基幹相談支援センター

指定期間：令和5年5月8日から令和8年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 56,085,700 円（消費税込）

指定管理料：令和5年度分 15,672,244 円（消費税込）

収支計算書（令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
人件費	11,747,495	指定管理料	15,672,244
事業費	1,051,971		
事務費	1,176,272		
消費税	1,397,573		
支出計	15,373,311	収入計	15,672,244
収支差額		298,933	

イ 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

（指摘事項）

① 指定管理者を決定した際に行うべき告示がなされていない。適正な事務処理をされたい。

② 人件費について、実績額を支払うこととしているが、その資料がなく、どのように確認されたか判別できない。改善されたい。

（意見）

① 指定管理者候補者の審査にあたっては、継続したサービス提供の可能性判別のため、財務状況資料の確認が必要である。検討いただきたい。

- ② 利用者のニーズや満足度を把握し、利用者の声をくみ取るべく、伊勢市指定管理者制度導入指針に示されているアンケート等の実施を行うべきと考えるので、検討いただきたい。
- ③ 管理物件や業務等の実情と仕様書とで整合性が取れていない点が認められた。次の更新の際に見直しをお願いしたい。

7 む す び

今回の監査では、交付金交付事業において、使途として認められていない支出、また使途が判別しがたい支出が認められた。所管課における周知、確認及び指導の徹底をお願いしたい。そして、当該交付金事業が適切に運用され、各地域の自主的な取り組みが進むことを期待したい。

指定管理者制度については、サービスそのものに問題は認められなかったが、必要な手続きや仕様書の不備が認められた。適切な事務の遂行をお願いしたい。また、利用者アンケート等によりニーズを把握し、利用者の一層の満足度向上に努めていただきたい。